を馳せてみてください。どきた我が家や実家に思い

んな思い出が蘇りますか。



特 集 空き家対策

未来を考えてみませんか

●問合先 都市政策課住宅·空家対策係(☎ 23-2464)

現在、空き家は年々増加していて、大きな社会問題となっています。

これは、住んでいた人が亡くなったり転居したりしたときに、売却するなどの利活用がされること なく家が残り、放置されていることが多くの原因です。

あなたやあなたの家族は、自分が住まなくなったときに我が家をどうするのか決めていますか。





のワクワク感を覚えてい

初めて家に入ったとき

在住んでいる人の気持ち 気なうちに子どもの家族 ることを考えている』、『元 を考えましょう。 にあたっては、まず、 例えば『家での 難になったら施設に入 我が家の未来を考える

な思いがありますか我が家の未来にどん

の未来を家族みんなで考

んできた、大切な我が家

家族とともに歴史を刻

えませんか。

生活 現

引継ぎや管理方法などを家族で話し合い『全員が同じ認識』 を持つことが大切

の思い

が積み重

なっ 数々

7

年月が経過し、 出

家族が

出されるでしょう。 の跡なども懐かしく思い 小さい頃に貼ったシール をしたときにつけた印や ますか。子どもが背比べ



られないことが多くありとは、自分一人では決め ま 7 未来を考えましょう。 きながら、 いる思 家族に合った我が 肢を検討してそれ れません。 とでは違い あ なたが我が 家族の気持 <u>ک</u> さまざま 我が家 がある 家 家 だまな選 族 のこ かも 家 ぞ 0) 抱 思い

でしょう。

立った家族がいて、 成長していくに連れて巣

住む

人も変化していったこと

家族会議をしましょう 議題は『我が家』 で

住まな、 でほしい』、『近くに子ど た我が家には家族 望があるでしょう。 ら売却したい』などの希 もたちが住んでいない でしょう。また、 たい』などの思い 『最期まで我が家で暮 近くに ても『思い出が詰まっまなくなったあとにつ 移り が住 自 が た 分が ある ん

我が言 の未来を考えてみませんか





します。

家財道具が増えすぎていませんか



冢財処分をスター

が困難になってしまい、空 資産価値が下がり、 るうちに建物が老朽化して に暮れてしまい放置をして 用しようとしたときに、 が必要で「いざ建物を利活 をする場合にも家財の処分 ている」といった話を耳に き家のまま放置してしまっ しまった。すると、みるみ 分する家財が多すぎて途方 合や親族が住む場合、解体 の賃貸や売却をする場 利活用 . 処

> りとして利活用しやすい我が をリサイクルしたり、 家になっていくはずです。 くことでいつの間にかすっき まずは着なくなった洋服

まだまだ元気な

いま』こそが

冢財道具を再点

が家をどうする

我が家の未来を考えるチャンス!

以上に家財道具が増えてい が増えていきますが、必要 活をしていくと、自然と物

ないか確認しましょう。

重い腰を上げよう思い立ったが吉日

ばいけません。 で建物が老朽化しないよう なくても、 うなると、 難になってしまいます。こ ることも解体することも困 権の移転ができず、売却す その家族が元気なうちに考 定期的に管理を続けなけれ 合は、実子であっても所有 できなくなってしまった場 などで意思の疎通がうまく え始めることが重要です。 例えば、所有者が認知症 空き家対策は、 もう住むことが 相続が始まるま 所有者や

始められる片付けが空き家 分したりするなど、手軽に なくなった家具や家電を処 使え

である場合、どちらの場合 まっている場合か検討段階

してみましょう。長い間生

まずは家の中を見渡

対策の第一歩です。

るといった状況が続いてい

次の相続が開始され

初の相続人が亡くなってし

しておくと、

相続すべき最

続登記をしないままに

相続登記は必須

ずつ整理を始めることが重 要です。一人では途方に暮

けして、少しずつ進めてい れそうな量の家財も、手分 とその家族が協力して少し

いためには、住んでいる人

このような状況にならな

片付けが対策の第一歩!元気なうちに家族と一緒に整理を始めましょう

家財道具が多いことが家の利活用を妨げている原因のひとつ

できる我が家の未来を考え 見を出し合い、全員が納得 しながら、家族みんなで意 専門家などに相談するなど [産』にしないためにも、 せっかくの不動産を『負

わなければならないケース 違反した場合はお金を支払 なければならない』、また、 年以内に相続登記を申請し 変更になるもので『相続で て不動産に関するルールが それらの土地の解消に向け 明土地の面積が全国で九州 れます。これは、 発生します。 き、売却するにも解体する も想定されています。 不動産を取得した日から3 言われている状況を受けて、 本島の大きさに匹敵すると 相続登記の申請が義務化さ てはならないケースなどが にも数十人の同意を得なく 令和6年4月1日から、 所有者不

が家が空き家になってしまったら

正に管理しましょう

を防ぐことができます。 空き家になってしまった場 資産価値の急激な下落 適正な管理をしてい

管理を行いましょう。 ?すことや排水口に水を通す 建 、庭木の剪定などの物内外の傷みを確認 度ほど家の中に風を

おきましょう。 忘れずにしっかりと施錠して 伝えておきましょう。 かあったときに連絡をしても 家になる』ということと、 また、近所の人には 連絡先を あとは、 『空き

空き家はリスクだらけ

空き家を放置してしまう

継続した管理が大切

ます。 す が見つかることにつながりま 続けることが買い手や借り手 あ 郊に住んでいる身近な人に手 社に依頼する』、 大規模な補修をしなくて済 伝ってもらう』 Ĺ ります。 ない場合は で自身が定期的な管理を行 遠方に住んでいるなどの 後に自身が住む場合に しっ 『民間の管理会 などの方法が かりと管理を 『伊万里市近



令和5年度 空き家相談会

相続人にとっても、

周りの人

にとっても大きなリスクで

利活用ができない空き家

は速やかに解体しましょう。

昨年好評だった、専門の相談員による『伊万里 市空き家相談会』を今年度も定期的に開催します。

合は、 などの

人に被害を与えて高額

損した資材が落下したりする

危険が生じ、

最悪の

場

入や放火、建物が傷んだり破

景観を損ね、

不審者の侵

な損害賠償を請求されます。

放置された空き家は所有者・

開催日

7月13日(木) 8月17日 (木) 11月16日(木)

令和6年1月18日(木) 令和6年3月7日(木)

※開催日は変更する場合があります。

時間

- ① 10 時~ 10 時 20 分
- ② 10 時 30 分~ 10 時 50 分
- ③ 11 時~ 11 時 20 分
- ④ 11 時 30 分~ 11 時 50 分

対象者

- ・市内の空き家などを所有・相続している人
- ・市内の空き家などを所有・相続する可能性 がある人

料金

無料

予約先

都市政策課住宅・空家対策係(☎ 23-2464)

空き家情報バンク掲載物件募集中

市は、市と『空き家情報バンク』として 協定を結んだ協力事業者から、登録の申し 込みがあった空き家情報をホームページな どに掲載しています。

空き家を売買したい人は、ぜひ一度のぞ いてみてください。

空き家の所有者で建物が古く、利活用が困 難だと判断している場合でも、解体をして から空き地として登録することができます。

また、解体費を捻出することが難しい場 合は解体を前提とした建物付の土地として 登録することができますので、ぜひ、市ま たは協力事業者に相談してください。





↑市空き家 情報バンク

7 (1

の表来を考えてみませんか

伊万里市の実家の所有者 伊 を経過しない者を含む) 69歳以下の市外在住 (伊万里市へ転入後、 市外在住者の2親等以 この親族 万里市に実家が あ

内 弟 さまざまな要件 る住宅のことです。 相談をしてください は、 補助 0 姉 外 なお、ここでいう 工事を行う前 妹 親族が市内 在 金を活用 住者の2親等 市 祖父母 外 在 住者または がするに があ 所 孫 『実家』 必 ŋ 有 兄 ず ŧ は す 以

修工 事に係る費 ンする場合に、 を含む) します。 にある市 事を行う人に を 将 転 事または 図 来 市 るため、 入後 的 な空 が 実家にU î 用 外 U 解 年 在 35 0) 実家 未満 対 体 実] 住 家 部 化 新 0 タ が を 0) 0) 工 築 改 1 者 本 市 低

住宅改修等補助 金

①実家を改修する事業

改修補助金: 改修工事費の 1/2 (上限額 50 万円) ※伊万里市内の施工業者に限ります。



②実家を解体・新築する事業

解体補助金:解体工事費の 1/2 (上限額 100 万円) ※伊万里市外の施工業者の場合は上限額80万円

新築補助金 30 万円 ※伊万里市外の施工業者の場合は上限額 20 万円

子育て加算 20 万円/人(18 歳未満)

地域指定加算 10万円

空き家家財処分費等補助金

空き家の利活用促進を図るため、市空き家情報バンクを利用して売買などを行う人に対して、空き家の 家財処分費用などの一部を補助します。

対象者

- ・空き家の売買または賃貸を目的に空き家情報バンクへの登録を予定している空き家の所有者など
- ・空き家情報バンク登録物件の購入者



- ・家財などの運搬に係る費用
- ・廃棄物処理業者などへの処分委託費用
- ・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンなどのリサイクルに係る費用
- ・空き家の屋内外の清掃費
- ・空き家の屋外の樹木伐採・草刈に係る費用(空き家の敷地内に限る)



対象となる経費の1/2 (上限額10万円)





空き家見学時建築士派遣事業

空き家情報バンクに登録されている物件を見学する場合に建築士を派遣します。住宅性能やリフォーム に関するアドバイスなどを受けることができます。

対象者

空き家情報バンク登録物件の購入希望者

費_用

無料(都市政策課に事前申請してください)



